

神奈川県立公文書館条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

博物館法に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、これからの博物館がその求められる役割を果たしていくための規定を整備する目的で、令和5年4月1日に博物館法の一部が改正されることに伴い、当条例施行規則の改正を行います。

2 規則改正の概要

(1) 第18条1項3号について

現行の博物館法第29条が第31条第1項に改正されることに伴う改正です。

3 施行期日

令和5年4月1日